

結婚に伴う新生活を応援します！

～結婚新生活支援事業補助金のご案内～

平戸市では結婚に伴う新生活を経済的に支援し、より良い環境で新婚生活をスタートできるよう、新居の住居費用や住宅のリフォーム費用を補助します。お気軽にお問い合わせください。



対象者 次の要件を全て満たす世帯

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を受理された世帯。
- 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも **39歳以下**であること。
- 夫婦の所得を合わせて500万円未満**であること。(別算出の定めあり)
※算出する所得は、申請年度のもの。
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除。
- 交付申請時において夫婦ともに平戸市内の住宅に居住していること。
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- 市税の滞納がないなど、平戸市が定める要件を満たす世帯。
- 夫婦それぞれに**セミナー動画**を受講し、アンケートに回答した世帯。

対象金額

- 29歳以下の世帯
上限60万円
- 39歳以下の世帯
上限30万円

申請期限 婚姻届の受理日から1年以内。
(申請締切 令和9年3月初旬)
※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

対象経費 結婚に伴う新居の賃貸費用・リフォーム費用

- 賃貸費用
賃料、敷金、礼金、仲介手数料、共益費
※駐車場代、清掃代、更新手数料、家財保険料は対象外。
- 住宅リフォーム費用
・間取りの変更、部屋等の増築、玄関の増設など
・キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修又は増設
・屋根(天井)、外壁、床の改修など

～新居のリフォーム申請をお考えの場合～ 改修工事前の事前申請が必要です。



申請審査に時間を要しますので、お早めにご相談ください。

～補助金申請の流れ～

- 事前相談
申請内容、申請方法について、説明を行います。
お電話での問い合わせまたは平戸市役所企画課へお越しください。
- セミナー動画の視聴
①右記のQRコードの中からいづれかの対象動画をご夫婦お一人ずつ視聴してください。
②動画視聴後、WEBアンケートに回答。
③アンケート回答後、表示される整理番号の保存をお願いします。

- 補助金申請
申請書類が揃いましたら、ご提出下さい。

【申請書類提出先】
平戸市役所 企画課 移住・定住政策班 (本庁 3階)
〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地3
TEL 0950-22-9105(直通)
E-Mail teiju@city.hirado.lg.jp
開庁時間 8:30～17:15(土・日・祝、年末年始を除く)

必要書類 新居を借りた

- 結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 暴力団排除に係る誓約書
- 結婚新生活支援事業補助金交付に関する誓約書
- 住宅手当支給証明書(勤務先からの証明が必要です)
- 婚姻後の住民票謄本
- 婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- 夫婦の前年の所得がわかる所得証明書類(所得証明書等)
- 夫婦の市税等の滞納がないことが確認できる証明書(滞納のない証明書等)
- 奨学金の返済額がわかる書類の写し(奨学金返済の場合)
- 無職・無収入申立書兼誓約書(該当する場合)
- 住宅賃貸借契約書の写し
- 事業実施期間内の賃借費用が確認できる領収書

必要書類 新居をリフォームする

- 結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 暴力団排除に係る誓約書
- 結婚新生活支援事業補助金交付に関する誓約書
- 婚姻後の住民票謄本
- 婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- 夫婦の前年の所得がわかる所得証明書類(所得証明書等)
- 夫婦の市税等の滞納がないことが確認できる証明書(滞納のない証明書等)
- 奨学金の返済額がわかる書類の写し(奨学金返済の場合)
- 無職・無収入申立書兼誓約書(該当する場合)
- 工事内容のわかる見積書
- 工事請負契約書の写し
- 着工前後の写真(担当職員が現地を確認し、撮影します。)
- 工事代金の領収書またはその写し



補助金申請には、動画視聴とアンケート回答が必要です。
次の①～⑤の動画の中から、いづれかの動画視聴とWEBアンケートにお答えください。
アンケート後の整理番号は申請時に必要です。(スクリーンショット保存をお勧めします。)

(1)パパたちの座談会



(約5分)

(2)働く人へのインタビュー



(約8分)

(3)お子さんを望んでいるご夫婦①



(約6分)

(3)お子さんを望んでいるご夫婦②



(約5分)

(3)お子さんを望んでいるご夫婦③



(約7分)

(4)目指そう円満家庭①



(約3分)

(4)目指そう円満家庭②



(約3分)

(4)目指そう円満家庭③



(約3分)



アンケート
回答



ご注意ください！

以下の要件に該当する場合、補助金の全部又は一部を返還いただきます。

- ・補助金の交付決定を受けた日から3年を経過する日までに市外に転出したとき。
- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ・補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- ・その他、市長が必要と認めたとき。